



福岡医発第 1696 号 (地)
令和 5 年 10 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」の一部改訂につきましては、令和5年2月16日付福岡医発第3125号（地）にて貴会宛てご連絡したところです。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を反映し、感染症法上の位置付けの変更等を踏まえ、より介護現場でご活用いただけるよう「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」として見直しが行われた旨、連絡がありました。

当該見直しを踏まえて、介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）及び感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）についても見直しが行われており、本手引き等につきましては、厚生労働省ホームページ内の下記URLに掲載されておりますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ内

「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1185 号(介護)
令和 5 年 9 月 29 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「介護現場における感染対策の手引き」につきましては、令和5年2月9日付日医発第2126号（介護）文書等にてご連絡を申し上げております。

今般、厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を反映し、感染症法上の位置付け変更等を踏まえ、より介護現場でご活用いただけるよう「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」として見直しが行われましたので、情報提供させていただきます。

当該手引き等につきましては、厚生労働省ホームページ内の下記URLに掲載されておりますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

◆厚生労働省ホームページ内

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisa_kumatome_13635.html

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol. 1172

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について

（令 5. 9. 25 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護現場における感染対策の手引き
（第3版）等について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1172

令和5年9月25日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3972)

FAX : 03-3595-3670

事 務 連 絡
令和5年9月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について

介護保険行政の推進及び、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、日々ご尽力及び格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」等を新型コロナウイルス感染症に関して最新の知見を反映し、感染症法上の位置付け変更等を踏まえ、より介護現場の皆様にご活用いただけるよう「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」として見直しを行いました。

つきましては、内容についてご了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該見直しを踏まえて、介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）及び感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）についても随時見直しを行い、下記掲載場所において公表する予定です。

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き(第1版)(令和2年10月1日付け)」等を作成。その後、累次の見直しを行い、今般、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を反映、感染症法の位置付け変更等、その他所要の見直しを行った。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから
閲覧できます！

介護現場における感染対策の手引き【第3版】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(第3版として令和5年9月7日時点の情報を反映。今後、感染症の流行や検査・治療等の必要に応じて見直し予定)

❖ ポイント

介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、

- ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

「第Ⅰ章 総論」「第Ⅱ章 感染症各論(新型コロナウイルス感染症含む)」「第Ⅲ章 参考」の3部構成

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等

介護現場における
(施設系 通所系 訪問系サービスなど)
感染対策の手引き
第3版

厚生労働省老健局
令和5年9月

介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

手引きの見直しに
合わせています！

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
(施設系・通所系・訪問系ごとに作成)

リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能

